

平成22年度事業計画書

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

当協会は、「容器包装リサイクル法」(正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、以下「容リ法」)に基づく国の指定法人として、その役割及び使命を踏まえて、積極的に事業展開していく。とりわけ、当協会事業の中核は、容器あるいは包装としての、ガラスびん、PETボトル、紙、プラスチック製容器包装、の再商品化(リサイクル)である。このため、容器や包装を利用して商品を販売・輸入している事業者及び容器の製造事業者(以下、「特定事業者」)から容器包装の再商品化業務を受託し、環境負荷低減と経済合理性を追求しつつ、適正かつ効率的なリサイクル事業を推進していく。併せて、国民の生活環境の保全と経済の健全な発展に寄与し、循環型社会の構築に貢献するため、容器包装廃棄物のリサイクルに関する種々の普及啓発活動を展開する。

平成22年度においても当協会では、容器包装リサイクルに関わる消費者、事業者、市町村、国、関係機関あるいは環境問題に取り組む学識経験者など、幅広い層から支持され信頼される公益法人となるべく、ガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底を基本として、下記に掲げる諸事業を推進する。

記

1. 容リ法に基づく「再商品化業務の実施」と「市町村への資金拠出」

再商品化業務規程(容リ法第24条)に則り、容器包装の再商品化義務を負っている特定事業者等からの委託を受け、下表に掲げる“再商品化委託単価”に基づいて、再商品化委託料金を徴収し、(1)及び(2)の業務を実施する。

素 材 名		再商品化委託単価	
		平成22年度再商品化実施委託単価	平成21年度拠出委託単価
ガラスびん	無色	3,800円/トン	0円/トン
	茶色	5,300円/トン	0円/トン
	その他色	9,500円/トン	0円/トン
PETボトル		4,200円/トン	600円/トン
紙製容器包装		16,000円/トン	900円/トン
プラスチック製容器包装		53,200円/トン	11,100円/トン

(1) 分別基準適合物のリサイクル

特定事業者等から徴収した再商品化実施委託料により、市町村において収集された分別基準適合物のリサイクル(再商品化)を、再商品化事業者(=再生処理事業者及び運搬事業者)に委託して行う。

(2) 改正容リ法第10条の2に基づく市町村への資金拠出

改正容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」によって、当協会から関係市町村に対して、平成21年度における容器包装のリサイクルに係る費用の想定額と現に要した費用の差額の2分の1相当額を、平成22年9月末を目途に拠出する予定である。

2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化

(1) リサイクル・コストの適正化

リサイクル・コストの適正化と一層の低減に向けた取り組みを継続する。とりわけ、分別基準適合物の中で、量・費用とも圧倒的なシェアを占めるプラスチック製容器包装の再商品化については、国の「再商品化手法検討会」等関係審議会における議論を踏まえ、平成22年度の入札においては、材料リサイクル手法の優先的取扱いの総量に上限を設けるとともに、材料リサイクル事業者を対象にリサイクルの質・用途の高度化や環境負荷の低減効果、更には事業の適正かつ確実な実施等といった項目による総合的評価を行い、優先的取扱いの中での合理的・効果的な運用に反映させる。

(2) 市町村の品質調査の厳格実施と的確な改善アプローチ

市町村から引取る分別基準適合物の一層の品質改善を図る。特に、プラスチック製容器包装に関して、品質に問題のある市町村に対しては、具体的な改善計画の策定と実施等、品質改善アプローチの働きかけを一層強める。

前年度に引き続き、市町村における品質改善に向けた取り組み支援のために、プラスチック製容器包装収集物の品質改善などをテーマとした勉強会を「出前講座」として実施する。

(3) プラスチック製容器包装リサイクル事業における環境負荷低減効果についての年次レポートの作成検討

当協会が実施する再商品化事業では、対象となる市町村から排出されるプラスチック製容器包装廃棄物の量の増(減)や各再商品化手法の構成比の変化等により、事業全体としての環境負荷低減効果が年々変化していると考えられる。これを定量的に捕らえ、情報公開するための検討に着手する。

(4) 市町村からのPETボトルの円滑な引渡し

平成20年9月に端を発した世界同時不況をきっかけに、市町村における使用済みPETボト

ルの独自処理には、世界経済の動向如何で、大きなリスクを抱えることになるという認識が強まった。このような状況の中、当協会から全国市町村への強い引き渡し要請も功を奏して、平成21年度の当協会への引き渡し申込量は、前年度比約3割増の20万4,000トンと大幅に増加し、過去最高となった。

これは、国内の使用済みPETボトルのリサイクルシステム維持のためには好ましい傾向であり、当協会では、平成22年度も前年度に引き続き全国の市町村を訪問し、当協会への引渡しメリットの説明と、引き渡し量の増加要請の活動を強化する。また、平成21年度に実施した中国でのリサイクルの状況に関する現地調査の結果を踏まえて、使用済みPETボトルの当協会への円滑な引き渡しに関する啓発活動を継続する。

3. 容り法の適正な遂行と運用の厳格化

(1) 不正及び不適正行為の防止

当協会は、再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、多面的な不正防止対策を実行し、不適正行為の防止を図る。

当協会業務の中立性・公正性を確保するとともに、手続の適正性を十分に担保するために、例えば、書面審査における形式上の不備等の補正指示、審査結果の不合格理由の提示、「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の充実、及びこれら手続規程の一層の整備を行う。

(2) プラスチック製容器包装における再商品化業務の厳格化等

プラスチック製容器包装については、他の素材と比較して多額の逆有償取引となっていること等もあり、その厳格かつ適切な履行のために、平成22年度以降の再商品化事業者との再商品化実施契約上の措置等について、以下の点を強化する。

当協会による審査体制を質量ともに強化するため、不定期の現地検査の回数を大幅に増強する。又、平成21年度から整備した不適正行為に関する“電話通報窓口”の活用を図る。受け付けた通報については、風説流布等による業務妨害とならないよう適切に対処する。

平成21年度から、リサイクル製品利用事業者に対して、実際に利用した量を証する書類(利用証明書)の提出を求めているが、平成22年度以降は、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任をより明確にしていくため、現地調査の拡充を行い、措置の実効性を確保する。

市町村が、関係再商品化事業者への現地調査を行うことができるようにする。

平成22年度に向けての登録審査判定から初めて導入した、消費者代表や弁護士を参画させるしくみを平成23年度の登録審査判定においても継続する。

(3) 再商品化義務の不履行事業者への対応

再商品化義務の不履行事業者(=ただ乗り事業者)のフォローに関して必要な「事業者リスト」を、定期的に主務省庁に提供していく。こうしたリストに基づく主務省庁による特定事業者の義務履行に関する指導については、その強化を要請するとともに、当該事業者から、当協会や各地商工会議所・商工会への照会に対しては、的確なフォローを行う。

商工会議所・商工会への委託業務の一環として、平成21年度から始めた特定事業者の集積度が高い大都市部及びその周辺で事業を営む特定事業者に広く参加を呼びかけて「容リ法説明会及び個別相談会」を開催するしくみを継続・充実させ、容器包装リサイクル制度の一層の浸透を図る。

4. 容器包装リサイクルに関する情報の収集・提供及び普及啓発

(1) 広報活動の活性化とメディア対応

平成20年度からスタートした「広報懇談会」のメンバーである外部の有識者や行政関係者との意見交換を通して要望・提言等を聴き取り、当協会の広報活動全般にわたって内容の充実と活性化を図る。

新聞・テレビ・雑誌等マスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容リ法に基づく諸施策や当協会が行う容器包装リサイクルに関する業務の具体的内容等について、社会一般への認知度向上を促進する。

(2) 会報「協会ニュース」の充実

「日本容器包装リサイクル協会ニュース」(季刊)については、読み手のニーズを反映したわかりやすい誌面づくりと内容の充実を図りつつ、特定事業者、自治体および関係業界等に対して、容器包装リサイクルの実施状況や容リ法の解釈、運用に関する情報を提供していく。平成22年度の2号目として8月に発行予定の号は、通巻50号となる。併せて、紙製容器包装・プラスチック製容器包装の再商品化事業が丸10年を経過することになるので、10年間の実績を総括するよう、会報50号は記念特集号として発行する。

(3) 協会HPや広報用パンフの活用等で分かりやすい情報発信

年間100万アクセスを超える当協会ホームページでは、従来から、リサイクル品の最終用途の情報提供を行っている。平成22年度については、必要な人に必要な情報をすばやく提供するホームページの特性を一層生かすべく目で見えてわかるよう、動画コンテンツを導入する、といった観点から、トップページの改修と導線整理を中心としたリニューアルを実施し、「使えるホームページ」を目指し、分かりやすい情報を発信する。また、再商品化義務履行者リスト、指定保管施設ごとの落札単価、個別特定事業者からの同意を得た上での事業者毎の再商品化委託料金、協会をめぐる量・金額のトータルフロー等の有効な情報開示を推進し、情報提供ツールとしての一層の活用を図る。

当協会が作成する種々の広報用資料を活用した啓発活動、とりわけ容器包装プラスチックのリサイクルに関する理解促進のために、平成21年度に作成した新しいパンフレット、「[元プラ]を探せ。」・「[プラ]の七不思議」の有効活用を図る。

各方面から、「リサイクルのゆくえ」についての動画版啓発ツールのニーズが高いため、「リサイクルのゆくえ」関連の映像版を制作する。

(4) 各種説明会等による普及・啓発

市町村説明会、商工会議所・商工会主催の事業者向け説明会・個別相談会、再商品化事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会等、各種説明会の開催を通じて容器包装リサイクル制度の適正な実施の徹底を図る。

自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣を通じて、改正容リ法に基づく主要事項（排出抑制の促進、市町村への拠出金制度、PETボトル等容器包装廃棄物の市町村から当協会等への円滑な引渡し、ただ乗り事業者対策の強化等）について周知を図る。また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する、各地商工会議所・商工会事務局の容リ法担当職員向け研修会に講師派遣を行う。

5. 内外関係機関等との連携

(1) 国内関係機関との連携

容器包装リサイクル制度の円滑な実施を図るため、主務省庁、清掃事業において市町村の声を集約する（社）全国都市清掃会議との情報交換会（情報連絡会議）を定期的に行うとともに、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会等との連携を強化し、必要に応じて調査事業を委託あるいは共同で実施する。

特に、平成21年度に作成した、ホームページ上の「わたしのまちのリサイクル～分けた資源はどうなるの？～」を通じて繋がった各市町村との連携の輪を一層充実させていく。

(2) 各種イベントへの後援・協賛と参加

国や自治体あるいは各種団体が主催もしくは後援する容器包装リサイクルをはじめとする環境問題に関するリサイクルフェア等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会と連携しながら後援・協賛又は参加する。

更に、3R推進団体連絡会が実施する（社）ACジャパン（旧（社）公共広告機構）を通じた3R啓発事業への協賛を継続する。

(3) 外国関係機関との交流

海外におけるリサイクル事情の把握のために、諸外国のリサイクル関係機関との交流等を適宜実施する。

6. 協会業務のリスク管理対策と効率的な実施等

(1) リスク管理対策

当協会「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持に努めるとともに、危機管理の対象とする事象が発生した場合には、同規程に定める委員会を機動的に機能させ、弁護士など専門家とも連携して、迅速な意思決定を行う。情報セキュリティシステムの運用を徹底し、情報漏洩防止対策を万全に行う。また、自然災害、新型インフルエンザ発生時におけるBCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）の構築と充実を図る。

(2) 有償入札に伴う与信管理と市町村等への拠出

PETボトル、ガラスびん及び紙製容器包装の再商品化委託における有償入札について、特に、有償入札収入に係る与信管理を厳格に行うとともに、これら収入については引き続き、個別市町村等に対して、“引き取り量”及び“再商品化委託単価”に応じた資金拠出を実施する。

(3) オンライン申込増加による業務の効率化

特定事業者からの再商品化委託申込み、市町村からの分別基準適合物引渡し申込みについて、オンライン利用率の一層の向上を図る。

特に、特定事業者の直接オンライン申込率は、件数ベースでみると、平成19年度が約19%、平成20年度が約23%に対して、平成21年度は30%を超える等、ここ数年、大幅に伸びてきている。平成22年度においても、オンラインシステム(REINS)利用によるデータ管理上のメリット、利便性向上による事務合理化等について理解を求めながら一層の利用率向上による事務合理化を図っていく。

併せて、オンライン申込率の向上に対応して、委託申込内容の過去データとの比較等のためのチェックシステムを活用し、申込内容のチェック・充実を図る。

(4) 事務局内における3R推進・エコ活動への取り組み

事務局業務の中でも、3R推進やエコ活動への取り組みは可能であるという観点から、平成21年度は“紙使用量の削減”に取り組んだ。平成22年度においては、これに加えて、事務局における3R推進やエコ意識の高揚のための取り組みを幅広く行う。

日常業務の中で購入する製品・備品・消耗品などについて、環境への負荷ができるだけ少ないものを選ぶ等の“グリーン購入”への取り組みも進める。

7. 新しい法人格取得後の、ガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底

当協会は、公益法人制度改革に対応した新しい法人格取得後は、従前にも増して、ガバナンス（内部統治）の確立とコンプライアンス（法令遵守などの内部統制）の徹底を図り、外部からの信頼に応えられるような組織運営を行っていく。

(1) ガバナンス (内部統治) の確立

新法人移行後においては、業務執行の役割を担う「理事」、理事の業務執行を監督する役割を担う「評議員」、さらに協会業務全体の監査権限が強化された「監事」、これら三者の相互の牽制機能が十分機能するような強固な業務執行体制の下での組織運営を実現していく。併せて、外部に対しての説明責任を果たすべく、的確・公正な情報公開を徹底し、ガバナンス (内部統治) の確立を図る。

(2) コンプライアンス (法令遵守など内部統制) の徹底

“ 民による公益の増進 ” という公益法人制度改革の趣旨を、今後の当協会の組織運営及び事業展開に如何に反映させていくのか等、事務局全体の理解促進を通じて、当協会事業の適正な運営を図る。このため平成22年度においては、ここ数年に亘って整備してきた諸規程等について、役職員全員に改めて周知徹底するための教育研修を計画的に実施するなど、コンプライアンス (法令遵守など内部統制) の徹底を図る。

以 上